

第37集

あかるい こころ

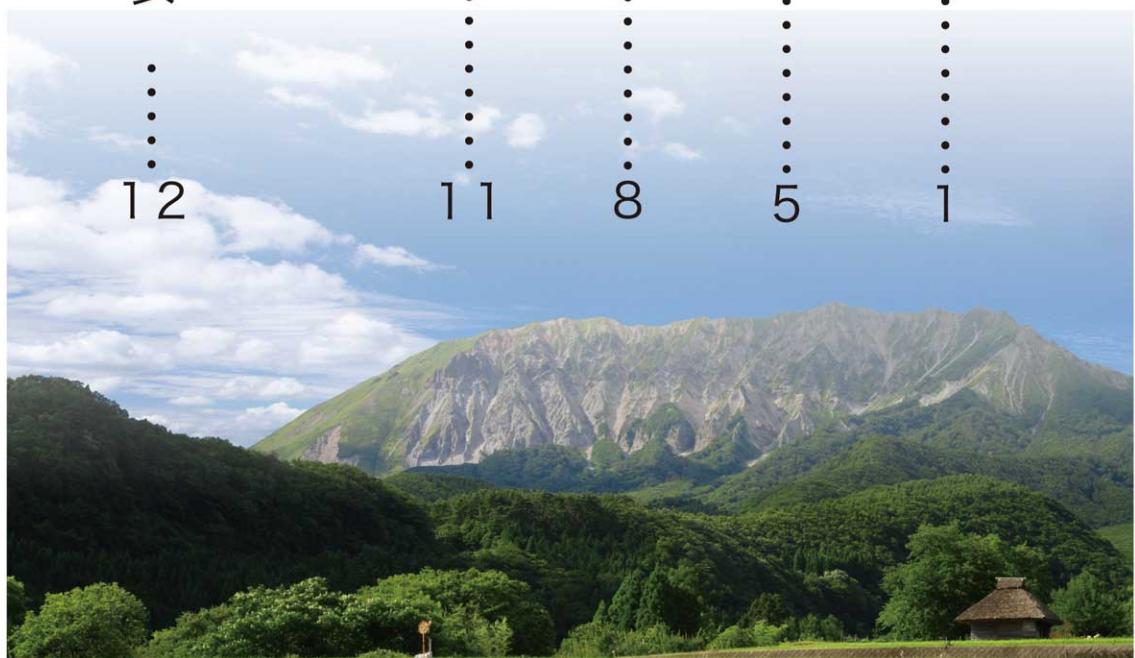
差別のない明るい社会を目指して



江 府 町
江府町人権・同和教育推進協議会

目次

鳥取藩の財政と差別政策	1
「障がい者差別解消法」って何？	5
「Aさんの独り言」	8
第十九回「人権・同和問題啓発標語」入選作品	11
第十九回「人権・同和問題啓発作文」入選作品	11
最優秀賞作品	1
『人との出会い』 江府中学校 三年 梅林 優衣	12



鳥取藩の財政と差別政策

江戸時代の鳥取藩財政は、苦難の連續でした。一六三一年(寛永九)岡山池田家との国替え以降の記録では、その状況が緊迫感をもつて、切々と述べられています。

財政逼迫の中、最初に経費埋め合わせの対象となるのが、家臣の給与でした。一六八〇年(延宝八)には四割となり、その後二割になつたり、四割に戻つたりしましたが、一七二〇年(享保十五)以降は、一割台を上下しました。

藩では常に僕約令を出すとともに、幕府の許可を得て参勤交代の人員を削減し、手当も削る努力をし、大阪の商人から借金をしてその場その場をしのぎましたが、天候不順による凶作、豊作による米価下落に加えて幕府からの工事手伝いが追い打ちをかけ、財政事情の好転はありませんでした。藩財政を支えているのは百姓で、年貢の確実な収納と臨時の課税によつてまかなわっていました。そのような状況の中で年貢高を固定し、豊作・凶作に関わら



鳥取藩財政、苦難の歴史

一六三三年(寛永九)	岡山池田家との国替え。
一六七三年(延宝元)	丑年洪水。
一六七四年(延宝二)	凶作。
一六七九年(延宝七)	凶作。
一六八四年(貞享元)	因幡干ばつ。 家中衣服の法度。節儉。
一六八六年(貞享三)	凶荒。
一六九五年(元禄八)	凶荒。
一六九六年(元禄九)	因伯洪水。
一六九八年(元禄十)	因伯洪水。
一七〇一年(元禄十五)	因伯洪水。
一七〇四年(宝永元)	江戸城修理のため毎月二万両を得るも足らず。町内軒間金、 在中二石に付銀一匁五分を課してもなお足らず。
一七〇五年(宝永二)	大阪平野屋仕送り承諾。
一七〇八年(宝永五)	富士山噴火。各藩百石に金三両を課す。本藩七千三百両。
一七三年(正徳三)	参勤行列儉約のため、大に従員を減ず。米価高騰。通常の一倍。
一七一七年(享保二)	享保の百姓騒動。日野郡農民數十人鳥取に入り、訴願。 会見・汗入・八橋・久米・河村の五郡農民加わる。
一七一〇年(享保五)	伯州洪水。
一七一三年(享保七)	禄高二万石につき毎年百石を幕府に納める。本藩三千三百石。 伯西農民強訴、借米年賦を請う。
一七一三年(享保八)	大風洪水。
一七一四年(享保九)	米価下落、半値となる。
一七一五年(享保十)	金主鴻池各家と協商し、経費融通。家中困窮者に無利十年賦。
一七三〇年(享保十五)	財政窮乏、各郡に五分米を課す。
一七三一年(享保十七)	伯西農民壺瓶山に集結。
一七三三年(享保十八)	日野郡農民三四百人、訴訟のため鳥取に来る。凶荒流亡甚多し。
一七三六年(元文元)	參勤交代僕役につき大に従員を減す。
一七三七年(元文二)	窮乏甚だしく參勤費用もなし。細心注意極度の節約を行ふべし。

ず納めさせる受免法の施行は、藩にとつて都合の良いものでしたが、百姓にとつては厳しい生活を強いられるものでした。百姓は生存をかけて強訴^{※注一}に及ぶことになります。一揆の出現は一七一七年(享保二)に始まります。ことに元文一揆は県下全域を巻き込んだ大騒動となりました。

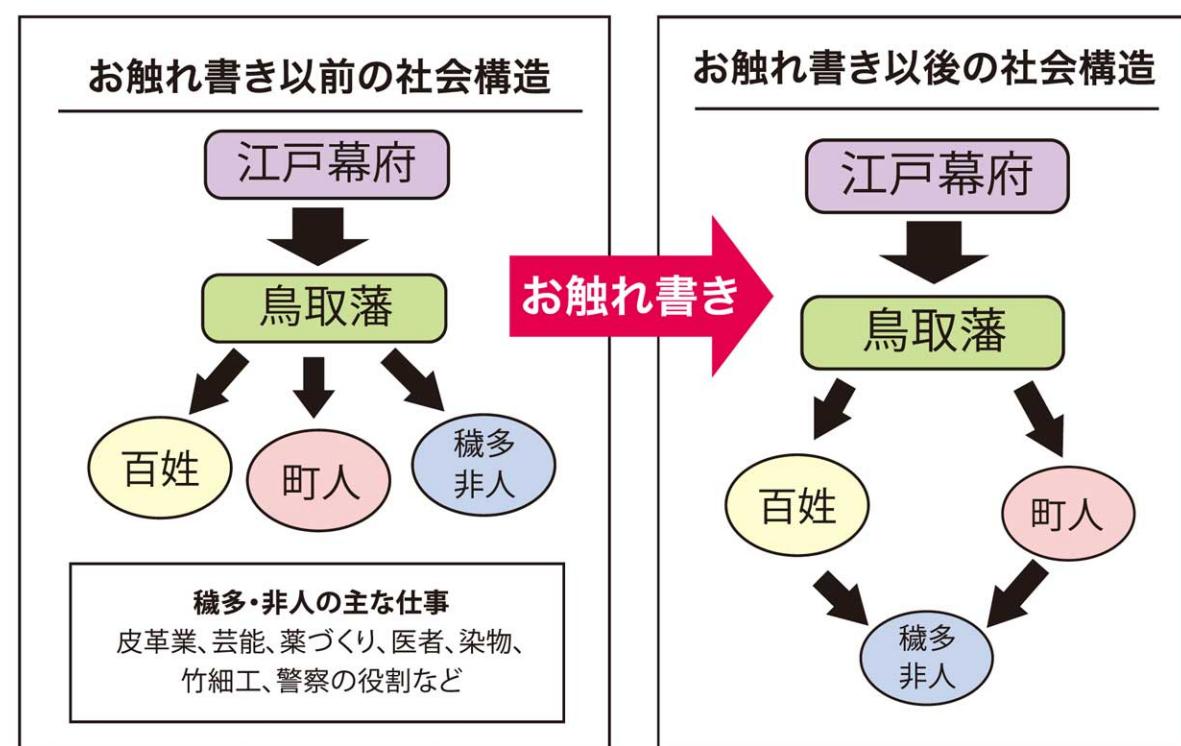
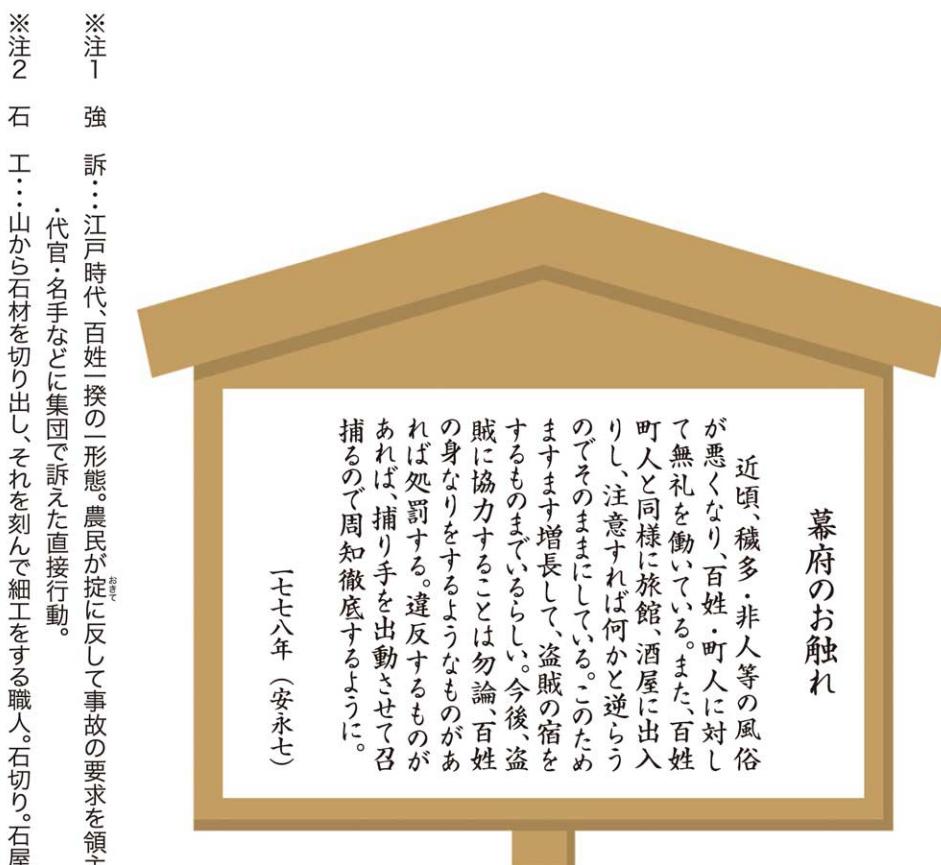
一七七八年(安永七)幕府の出した最下層身分に対する差別強化のお触^ふれは、百姓とのかかわりにおいて述べられており、百姓の不満をそらす目的となっています。それは、これらの集団が組織の最下層とはいえ、藩から手当を受ける行政の末端^{まつたん}を担つており、百姓とは対立する位置にいて、一揆などを取り締まる働きもしていることでした。藩にとつては、直接支配下にある集団の位置づけを百姓の下

一七三八年(元文三)	洪水。
一七三九年(元文四)	凶荒。一揆五万人。
一七四五五年(延享二)	会見郡農民天満村の山林に集結し、年貢有免を乞う。
一七四七年(延享四)	諸事経費半減。財政窮乏。参勤費用無く、郡中に用銀を命じ、 お供借銀不可。甲州普請を命ぜらる。
一七五一年(宝曆元)	伯州農民数万人壺瓶山に集結。八歩米に抗議。
一七五三年(宝曆三)	近年会計窮乏。大阪銀主出金を謝絶。各自必至儉約のこと。
一七七八八年(安永七)	幕府の身分取締のお触れ。
一七八二年(天明一)	江戸御銀主鳥羽屋に苗字三村を名乗らせ、支配百俵を給う。
一七八三年(天明二)	両国凶作。三歩を救米とす。米価騰貴、流亡多し。
一七八四年(天明四)	近年財政窮乏、一切節約励行。
一七八六年(天明六)	洪水。凶作。米価騰貴。飢民多し。
一七八九年(寛政元)	洪水。
一七八九年(寛政二)	財政窮乏、十年間諸事格別儉約、費用節減。
一七八九年(寛政六)	大阪富豪鴻池外六人に増扶持、銀調達の功による。
一七九〇年(寛政十)	藩の身分取締のお触れ。
一七九四年(寛政六)	米価下落。
一七九九年(寛政十)	藩の身分取締のお触れ。
一八〇一年(享和元)	因伯洪水。
一八〇一年(享和二)	米価下落。
一八〇九年(文化六)	関東筋諸川普請を命じられる。献金となり、五万両納入。
一八二一年(文化九)	米価下落。
一八三年(文化十二)	儉約中、衣・食・住・音信・贈答の法度。
一八五年(文化十二)	格別儉約法。儉約中に付参勤は大に従員を減ず。
一八六年(文化十三)	凶作。民飢えに苦しむ。乞食多し。
一八二〇年(文政三)	米価下落。
一八二三年(文政四)	参勤道中非常の省略に従う。更に儉約。
一八二三年(文政五)	幕府に届け、参勤の従員数を減らす。
一八二三年(天保四)	領内凶作。二歩通救米。二万俵。
一八二六年(天保七)	凶荒。飢民多し。
一八四一年(天保十二)	参勤道中特に質素を主とせしむ。

(『鳥取藩史』)

であることを明らかにする姿勢をとることで、百姓の怒りをそらす効果を狙つたことはいうまでもありません。幕府の身分取締令を受けて、鳥取藩は約二十年後の一七九九年(寛政十一)以降たびたび、同様の取締令を出しました。これによつて差別が正統化され、定着することになりました。当初は衣服、態度のことを取り上げてますが、生活全般に百姓以下とすることが求められることになり、墓石の造立も寛政年間から文政年間までの間に停止しています。幕末まで唯一継続した地域では、役人が石工いしづく^{※注2}を使って墓石を割るなどのむごい仕打ちが行われており、差別が藩権力によつて推進されたことを裏付けています。身分差別の強化は、藩財政の悪化の中での不満をそらす目的で推進されていきました。

た。今に残る被差別部落は必然の成り行きではなく、幕藩体制の経済の行き詰まりによって、とんだとばつちりを受けた被害者だったことが、一連の流れによって見えてきます。



※注1 強訴…江戸時代、百姓一揆の一形態。農民が淀に反して事故の要求を領主・代官・名手などに集団で訴えた直接行動。
※注2 石工…山から石材を切り出し、それを刻んで細工をする職人。石切り。石屋

「障がい者差別解消法」って何？：

この解消法は、平成二十八年四月一日からスタートしました。この法律の目的は、障がいがあつてもなくとも、だれからも分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を図るもののです。

～まず、障がい者といふことについて知ることから始めましょう。～

○個性があつてあたりまえ

世の中には背の高い人や低い人、音楽の得意な人や不得意な人がいるように、障がいのある人と、その障がいについても人間の個性と同じように考えることが大切です。

障がいのある人と、もっと深く知るために会って同じ時間を過ごしてみるのが一番の近道です。障がいのある人の毎日の暮らしや周りの環境に実際に触れてみれば、もっと身近に感じられるはずです。

○同じ社会の一人として

障がいのある人とのコミュニケーションは難しく思えるかもしれません。場合によつては何を話したらよいのかと考え込んでしまうでしょう。だからといって口先のねぎらいを言つるのは個人の人格を

尊重することにはなりません。「障がいのある人だから」という先入観にとらわれず、障がいのある人も、個性と人格を持ったひとりの人間であるという当然の事実を忘れないようにしましょう。

○自分ができることは何だらう

街で障がいのある人に出会った時、あなたはどうしますか。例えば車いすや白い杖つえを使用している人など外見で分かる人と聴覚や内部に障がいを持つ人もいます。もし、その人が困っているようなら、一人ひとりにふさわしい方法でお手伝いすることが大切です。

まずは、体験を持つことが大切ですね。

今後、この法律にも基づいて、国と自治体には、差別解消の取り組みが義務付られました。これからその方策ができます。

松江市では、中・四国地方初めての条例を七月に制定しました。「障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」といいます。障がい者への差別や虐待あやくたいをなくすための施策せを総合的、計画的に実施するものです。

とはいっても大切なことは、一人ひとりの意識のあり方です。誰もが分け隔てなく、お互いを尊重し、安心して暮らせる豊かな社会の実現に向けがんばる(願生)ことです。

障がい者差別をはじめとするあらゆる差別の解消のためには先入観にとらわれず、一人

の人間としてお互いを尊重し合うことが大切です。

人権文化の薫り高い町づくりをし、心豊かで暮らしがやすい社会を構築していくうではありませんか。

□ つぎの挿絵を見て、家庭で話してみましょう。



「Aさんの独り言」

Aさんの住む町は、それはとても静かで自然が豊かなところです。春には桜が至る所で咲き誇り、初夏にはホタルが舞い飛びます。夏祭りともなれば近隣の町や村から多くの人々が集い、盆踊りの輪に見入ります。雪の季節には色とりどりのジャケットがグレンデに行き交い、再び迎える桜の頃には町中にお雛様が凜としたお顔で鎮座されます。Aさんはそんなこの町が大好きです。加えてこの頃では楽しいことが一つ増えました。孫とお散歩が出来るようになつたからです。小さな手をつなぎゆつくりと歩きます。時には虫を見つけ、しゃがんで覗き込んだり、草花を手折つたり幸せな時間が流れます。

しかし、Aさんはこうも思います。『この子にも、いつか知る時が来るのだろうか。』Aさんは自分が味わった得体の知れない不安と深い淵の底から忍び寄る恐怖におののいた日々を思い出し、大きくため息を付きます。

実は、Aさんは『被差別部落』といわれる地区の住人なのです。今でこそあからさまに差別語や態度を見ることは少なくなりましたが、心無い落書きや、投書や問い合わせは後をたちません。さらには、文明の利器であるスマホ、パソコンの世界では思わず目を疑うよう



な表現や文言もんごんが飛び交っています。かつて、日本国民すべてから断罪だんざいされたはずの書籍と同様のものが画像とともに閲覧えつらんできます。何の利益があるのでしょうか。仮に投稿者に得るものがあるとしても悪魔たまじに魂たましいを売るかのような所業しょぎょうです。^{※注3}一〇一六年五月に「ヘイトスピーチ規制法」が成立しました。これは日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動の解消を目的としたもので、国内においては画期的なものと言われていますが、残念ながら部落差別には適用性はなく、先にあげた例など野放のばなし状態が現状です。国や人種、あるいはその特性の違いを差別の対象とするることは当然あってはなりません。ましてや何の違いもない

国民同士が一方的にさげすむ行為はお互いの心を深く傷つけ、心のカタチをいびつにし、結局平和で明るい生活を遠ざけることになるのです。

また、Aさんはこうも思います。親戚や知人の中には、結婚適齢期の女性や男性がいます。良い縁談を勧めたいのは山々ですが、地区外に住む情報を知らされていない娘さんや息子さんに、不用意にお話をして先々何かあつたらとすると、せっかく良いお話があつても結局何もできないのが現状です。今、Aさんの手を無邪気に握るこの子が何年か前にこの現実をどうとらえるのか、今から気がかりでならないAさんなのです。

ごく普通に暮らす人々の営み。でも、その中には差別に傷つき差別を恐れ差別に泣いている人が確実にいるのです。皆さんはAさんの独り言、どう思われますか？



※注3 ヘイトスピーチ……人種、出身国、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

「人権同和問題啓発標語」入選作品

【小学生標語】

◆最優秀賞

ひとりぼっち いつしょにいこうと てをつなぐ

一年 篠田 稀星

いじめなし 悪ぐちなしで いい気持ち

三年 土居 七夕星

「だいじょうぶ。」その一言で 心晴れ

四年 林 みるく

◆優秀賞

おともだち みんなぼくの たからもの

一年 林 龍輝

「おはよう」「すきだよ」「ありがとう」「

しあわせかんじる ことばだよ

四年 浦部 翼

ありがとう

やさしいこころ 見つけたよ

二年 川上 来夢

見て見ぬふり 自分の心に うそはだめ

五年 梶原 優月

ありがとう きずなを結ぶ その言葉

五年 宇田川 楓華

大じょうぶ やさしい声が いい気分

二年 岡田 翔愛

ありがとう 心に残る 致命傷

六年 藤原 圭汰

暴言は 心に残る 致命傷

六年 渡部 愛依

友だちが 一人だったら さそおうよ

三年 山岡 愛

差別なし 笑顔あふれる 世の中に

六年 渡部 愛依

(江府町が平成二十七年度に募集した啓発作文・標語入選作品です。)

「人権同和問題啓発作文」入選作品

【中学生作文】

◆最優秀賞

人との出会い

江府中学校 三年 梅林 優衣

私は自分が嫌いでした。中学校一年生になつてますます自分が嫌いになりました。小学校の頃は、いろいろな人から「優しいね。」「大人しいね」などと言われていました。他の友達みたいにキャーキャー騒いだりせず、その場にただいるだけでした。大人しくなったことには理由があります。

私は保育園に入園した頃は、素^すの自分を出して生活していました。でも、先生にすごく怒られ、いい子にしていようと心に決め、怒られないよう大人しく生きるようになりました。「なぜ、それだけで?」と思ふ人もいるかもしれませんが、すぐ厳しく怒られたのは、あの日が初めてでした。それからずつと私は大人しく生きてきました。

しかし、中学校に入学し、吹奏楽部に入部し、注意されたり怒られたりするのが当たり前の日々になりました。私は不器用^{ぶきょう}で理解するのが遅く、毎日のように先輩に怒られ、自分のことが大嫌いになりました。「何で皆はできるのに自分はできないのか。」情けなく思いました。クラスでの時間が楽しくて、放

課後が近づくたびに暗い気持ちになりました。自分の周りには敵しかいないような気分でした。でも、思つてはいることをはつきりとこえる先輩のようになりたくて、自分を変えていこうと素の自分を出してしましました。素の自分を出すことに勇気がいました。でも、やってみると、部活でもクラスでも意外なくらい受け入れてもらいました。そして、すごく嫌だった部活が今ではとても楽しいです。

今でも、自分の嫌いな所はまだあります。厳しく指導してくださった先輩に出会えなかつたら、思つてははつきりと言えず、素の自分を隠し続ける人になつていきたと思います。

今、私は部活の中で最上級生です。先輩として、後輩に対しダメなことはダメだといいますが、時には後輩に遠慮して、思つてはいることをはつきり言えないことがまだあります。だから、私ももつと成長し、いつか誰かを変えられるような人になつていきたいです。

◆優秀賞

『やつと見つけた』

一年 梶原 さつき

『戦争について』

一年 清水 和弘

『幸せな毎日を送るために』 一年 佐々木 貴也

生涯学習基本テーマ
明日へ生きる私を求めて

第37集／2016年8月5日

印 刷 株式会社高下印刷
イラスト 永井 日香里